

事業継続支援事業に係る市民活動緊急支援助成金

～相模原市の市民活動を応援します～

目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市民活動の事業継続を支援するため、NPO法人や市民活動団体等に対し、助成金を支給します。

対象団体要件

市内で相模原市民への非営利の市民活動を行う団体（NPO法人や任意団体等）で次の要件を満たすもの

- ・令和2年1月から6月の間のいずれか1カ月の事業収入が、前年同月比30%以上減少していること。
- ・国の持続化給付金や市の小規模事業者臨時給付金の交付を受けていないこと。
- ・令和元年度の事業報告書等が提出できること。（NPO法人の場合、事業年度終了後3か月以内に事業報告書を所轄庁に提出していること。）
- ・相模原市暴力団排除条例に規定する暴力団等でないこと。
- ・代表者、役員又はその他事業に携わる者に暴力団員等に該当する者がいないこと。

助成金額

1団体あたり **10** 万円（一律給付）

助成は1団体あたり1回です。

申請期間

令和2年9月1日（火）～11月30日（月）（当日消印有効）

申請方法

郵送のみ

〒252-5277

相模原市中央区中央2-11-15

相模原市役所市民協働推進課

市民活動緊急支援助成金（事業継続支援事業）担当 宛

申請書類

申請書類は相模原市のホームページからダウンロードできます。

https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/shisei_sanka/1020880.html

